

## 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について

国の令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より利用者の意向や状態像にあった訪問介護の提供につなげることができるケアプランの作成に資するよう、区分支給限度額基準の利用割合が高く、かつ、訪問介護の利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検、検証の仕組みが、令和3年10月から導入されました。

これに伴い、今後本市としては、本市が抽出して対象となった事業所に対して通知し、市が指定した下記のケアプラン等を届け出ていただき、市でケアプランの検証等を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を行っていただきます。本市から通知があった際には、ご協力よろしくお願いいたします。

### 1 対象となる居宅介護支援事業所

- ① 区分支給限度額基準の利用割合が7割以上  
かつ
- ② その利用サービスの6割以上が訪問介護サービス

### 2 届出の流れ

- ・市が国民健康健康保険団体連合会システムを活用し、対象事業所を抽出。
- ・市が抽出した対象事業所に対し、ケアプラン検証の対象となるケアプラン等の提出を依頼。
- ・市が対象事業所より提出されたケアプラン等の妥当性を確認。(ケアプラン点検の実施)  
なお、必要に応じて地域ケア会議等で検証を行う。
- ・市からの検証の結果を踏まえ、対象のケアプランを中心に、事業所内において同様・類似のケアプランの内容についても再検討を行う。

### 3 提出書類

- ① 課題分析(アセスメント)表
- ② 居宅介護サービス計画書(1)
- ③ 居宅介護サービス計画書(2)
- ④ 週間サービス計画表

### 4 提出先

※封筒に「ケアプラン検証書類在中」と記載してください。

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課 企画指導班